

## 議案第38号

### 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

#### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～28 略</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号 附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の 基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額 にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、 第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則 第29項」とする。</p> <p>30～38 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～28 略</p> <p>29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号 附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の 基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額 にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、 第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則 第29項」とする。</p> <p>30～38 略</p>

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日等) 1・2 略 (経過措置) 3 適用日在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となつたもの）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。 4～37 略	(施行期日等) 1・2 略 (経過措置) 3 適用日在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となつたもの）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。 4～37 略
---	---

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31</p>

項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、条例第36号附

項まで、附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、条例第36号附則第3項

則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9・10 略

（鳥取県の休日を定める条例の一部改正）

11 略

から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～8 略

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9・10 略

（鳥取県の休日を定める条例の一部改正）

11 略

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。